

○大府市更生訓練費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が行う法第5条第13項に規定する自立訓練又は同条第14項に規定する就労移行支援を利用している者の自立した生活及び社会参加の促進を図るために支給する大府市更生訓練費（以下「更生訓練費」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 更生訓練費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、法第19条第1項に規定する本市による支給決定者のうち、自立訓練又は就労移行支援を利用している者であって、市町村民税（更生訓練費の支給の申請が1月分から6月分までの場合は、前年度分の市町村民税とし、7月分から12月分までの場合は、当該年度分の市町村民税とする。）非課税世帯に属するものとする。

(更生訓練費の額)

第3条 更生訓練費の額は、別表に掲げる利用種別の区分ごとの経費を合算した額とする。

(支給の手続)

第4条 更生訓練費の支給を受けようとする者は、前月分の更生訓練費について、その翌月10日までに当該訓練を受けた指定障害福祉サービス事業者又は更生援護施設の長（以下「施設長」という。）の証明を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、更生訓練費を支給するものとする。

(申請及び受領の委任)

第5条 対象者は、更生訓練費の支給の申請及び受領について、施設長に委任することができる。

2 施設長は、前項の規定により対象者から委任を受けるときは、委任状を徴するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

利 用 種 別	訓練に従事した日が 15日以上の場合	訓練に従事した日が 15日未満の場合
自立訓練又は就労移行支援の利用 に係る経費（通所を含む。）	月額 3,150円	月額 1,600円
通所に係る経費	日額 280円	